

離婚後の共同親権制度の導入の是非について

家族法研究会ヒアリング資料

2020年6月16日 赤石千衣子
NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 理事長

1、シングルマザー500人養育費・面会交流・共同親権調査結果の共同親権に関する部分

3月4日～4月3日にWEBフォームによる調査を実施

対象 しんぐるまざあず・ふぉーらむメールマガジン会員 3100人及びシングルマザーサポート団体全国協議会会員

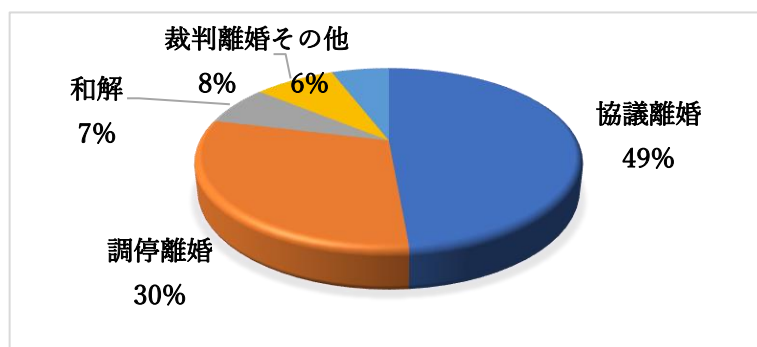
有効回答数 532人（回答数 541）

回答内訳

離婚	463
別居中	29
未婚非婚	36
離婚後非婚未婚など	3
その他	1
	532

離婚の経緯について

協議離婚	225	49%
調停離婚	140	30%
和解	33	7%
裁判離婚	38	8%
その他	27	6%
無回答	0	0%
計	463	



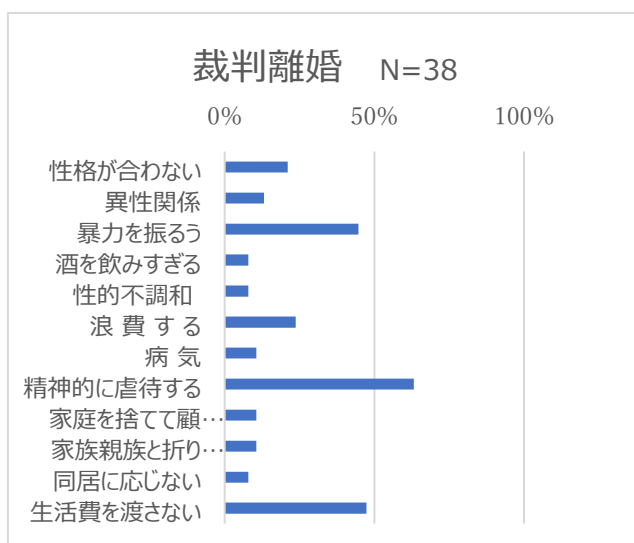
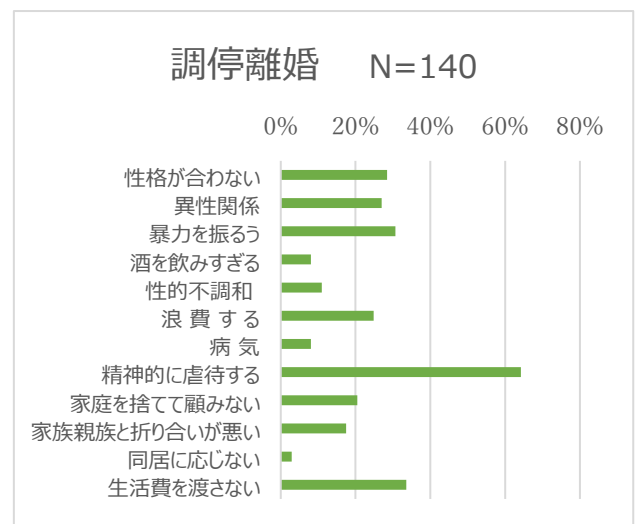
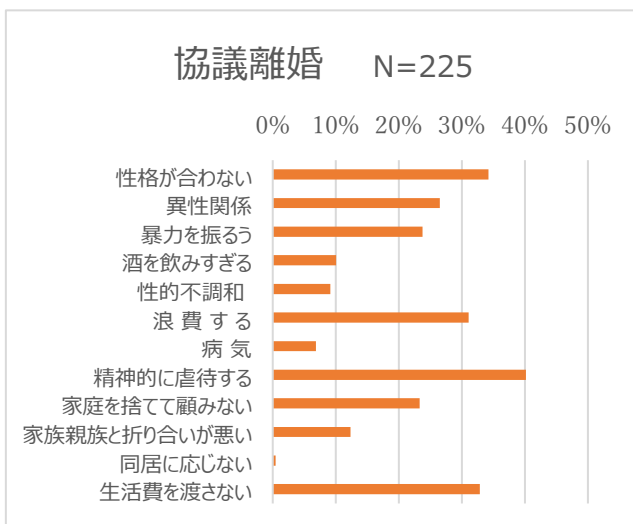
協議離婚が48%であり、日本の離婚の種類からいうと調停離婚、裁判離婚が多い。日本では協議離婚が87%を占めるが、協議離婚についての状況のデータが少ないので、貴重なデータとなる。

1、離婚理由について

離婚理由について協議離婚、調停離婚、裁判離婚のそれぞれについて聞いた。

協議離婚についても、「精神的に虐待する」が40%と「性格が合わない」34%、「生活費を渡さない」33%、「浪費する」31%で、DVの中でも「精神的虐待」がかなりの割合を占めることがわかった。

円満に話し合いをした結果離婚の合意ができた通常考えられている協議離婚の中にも、実際には暴力を振るうという典型的DVのみならず、DVの一つの類型である精神的な虐待を理由とするものが多く含まれている。DVがあれば調停や裁判という公的支援を求めるはずということにはならず、一見話し合いができたと思われる協議離婚の中にもDVを原因とするものが多く含まれているのである。DVは離婚理由の例外ではない。そのため、DVを原因とする離婚後も、子と暮らす監護親が安心・安全に子育てできる仕組みを作ることが大切である。養育費や面会交流も含めて、共同親権制度の是非において、「安全が守られるか」は課題であるが、例外的な問題ではないことがわかる。



2、共同親権制度の認知について

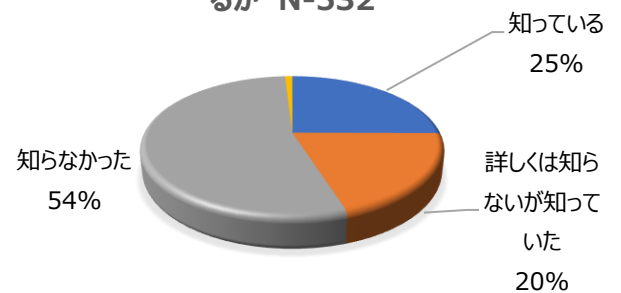
共同親権制度導入の議論があるか知っているかと聞いたところ、「知らない」が54%であった。まだまだ認知が低いことがわかった。

導入の是非について聞いたところ、わからないが49%、導入すべきでないが36%、共同親権制度を導入すべきだが9%でありわからないの次には反対の意見が強かった。あとで当事者の声を聴いてほしいという声と合わせて、まだまだ議論が当事者の間では成熟していないことがわかった。

「共同親権制度」が議論されているのを知っていましたか

知っている	133
詳しくは知らないが知っていた	107
知らなかった	287
無回答	5
	532

共同親権制度が議論されているのを知っているか N=532

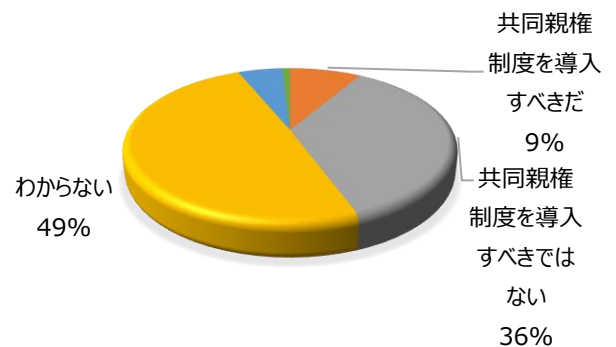


3、共同親権制度を導入すべきか

共同親権制度を導入すべきか

共同親権制度を導入すべきだ	45
共同親権制度を導入すべきではない	191
わからない	263
そのほか	28
無回答	5
	532

共同親権制度を導入すべきか N=532



(その理由については次ページ以降)

4、共同親権制度の是非に関する意見（自由記述）

3-①【共同親権を導入すべきだ】の理由 9%

* 以下は「あなたは共同親権制度が導入された場合、あなたと子どものお父さんが共同親権となった場合にどのようなことが想定されますか」の回答

・今の日本の制度では父親は逃げ得です。残された母親は経済的・肉体的に一人で子供を見ている。子供を産まなければ楽なのにと何度も思いました。でも、生き物ですから投げ出すわけにいかずです。**父親にもっと自覚と責任を持ってもらえる制度**でないと日本の貧困家族は減らないと思います。

（協議離婚）

* 共同親権制度となったら父親は法的に決まった事はキッチリと守る性格なので逆に有難いです。個人レベルでの話し合いは何の効力もなく逃げられています。

〈この回答者の経緯〉「精神的に虐待する、家族親族と折り合いが悪い」で協議離婚。弁護士双方で養育費取り決めし、きちんと払われている。面会交流の取り決めはない。子どもたちは待ち望んでいる。

・**子供からしたら、二人とも親だから**。子供に悪影響な親は共同親権制度を使わない選択はできた方が良い。（和解離婚）

* 養育費や住む家など折半や選択肢が増える。

〈この回答者の離婚経緯〉「性格が合わない、浪費する、家庭を捨てて顧みない」を理由に和解で離婚。養育費は本人同士の文書、そのほかで取り決め、遅れることもあるが支払われている。面会交流の取り決めはないが時々あっている。

・ケースによって、良い場合と悪い場合があると思うので、**個々のケースによって柔軟に対応して欲しい**。子供の安全や、生活の保証を一番に考えて欲しい。（協議離婚）

* 養育費の支払いを求めたい。離婚する時も、母親が再婚したら、自分には養育費の支払い義務が無くなると言い無責任な発言が多かった。ひとり親は生活費を稼ぐために働きながら育児のほぼ全部の負担を強いられる。小学生までは、ゆっくり遊び話せる時間や、勉強を見てあげる時間の工面が非常に難しく、子供が一番かわいそうだと思う。子供が小さいうちは、父親が生活費を工面し、そういった時間を過ごせるような配慮があっても良いと思う。

〈この回答者の経緯〉「異性関係、浪費する、生活費を渡さない」を理由に夫に伝えて子どもを連れて家を出た。公正証書で養育費を取り決めたが2年後に支払われなくなった。夫が再婚したので支払えないと言ってきた。面会交流については以前していたがしていない。物心つく前なので、亡くなった事になっている。面会もせず、養育費の支払いもしないため。

○共同親権制度を導入すべきだ（未婚非婚）

・現状では、ひとり親の場合で虐待などがあつた場合、学校側も児相側も、まずは親権者へ連絡し、また、親権者を通してしかできない行動と働きかけが多いと感じています。これでは子どもが守られるのか疑問です。学校側は親権者以外とは話は出来ないとの対応で、かなり疑問と矛盾と理不尽さを感じました。実際、私の娘の同級生に起こつた出来事です。万が一、私が娘に虐待などをしてしまった場合や、突

然死亡したりした場合など、娘の父親に連絡がいき、対応の窓口が広がるのであれば、助かります。

* 養育費は公正証書で取り決め 3 万、きちんと受け取れている。面会交流も取り決めがあり定期的に行っている。父親に会う、というごく普通の(特別ではない)感覚。費用は子父が全額負担。

▼離婚後子育ての多くの負担を母親が担っているため、父親にも責任をもってもらいたいといった観点で共同親権制度に賛成の人がいた。

また養育費の不払いがあるため、共同親権制度になれば養育費の支払い確保ができるという認識の人もいた。これについては、単独親権制度下でも扶養義務は法的にはあるので、共同親権制度が導入されることで養育費の支払い確保が進むこととは別の件であるという認識はないようである。

3-②【共同親権制度を導入すべきではない】の理由 36%

「＊」以下は「あなたは共同親権制度が導入された場合、あなたと子どものお父さんが共同親権となった場合にどのようなことが想定されますか。」の回答

○DV 被害者にとっては危険である。

・DV 被害者にはリスクしかない。これだけ様々な事件が起こり人命が奪われているのに共同親権はあり得ない。一般的な離婚の方には良い制度かも知れませんが、**どちらかが再婚した時にどうなるのかな**と思います。とにかく、子供目線で、子供の気持ちを最優先の制度にしていきたいです。(裁判離婚)
＊子供を「物」としか思っていない父親との共同親権は、父親に利用され今以上に子供が傷付くだけだし、子供の恐怖心が増すだけです。

〈回答者の経緯〉「暴力を振るう,精神的に虐待する,生活費を渡さない」で夫に言わず家を出た。調停で養育費は取決め後3年まで支払われていた。養育費を決める時にお願いした弁護士さんに連絡をして、今回だけは、元夫の弁護士さんに連絡をしていただいた。その後すぐに養育費減額の調停を申し立てられた。元夫が再婚したのもう支払えないと言ってきた。

・DV 被害者保護が十分でないのに離婚後共同親権を導入したら、目黒区の結愛ちゃんや野田市の心愛ちゃんの事件のように、妻子への執着心・支配欲求の強い **DV 夫が、離婚後も妻子への支配・コントロールを続けるために共同親権を利用する**と思います。(裁判離婚)

＊子どもの進路などを決定しようとしても、元夫は私への嫌がらせで反対してきてなにも決まらず、子どもが不利益を受けるだけだと思っています。

〈回答者の経緯〉「暴力を振るう,精神的に虐待する」を理由に夫には告げず子どもを連れて家を出た。養育費は調停で決まりまあ支払われている。面会交流は月に1度、連絡は弁護士に依頼し(母負担)行っている。

○合意ができず争いになる

・意見がわかれている二人が、権利を主張し合うと**更なる争いが起こりそう**だと考えます。(協議離婚)

＊父親が子どもたちに「一緒に暮らそう」等話すと思います。

〈回答者の経緯〉「性格が合わない,生活費を渡さない」を理由に子どもを連れて夫に言わず家を出た。協議離婚。調停で養育費は取り決めたが、2年までは支払われていたが**その後支払われなくなった**。面会交流の取り決めはないが月に1回、**父親が家に来て会っている**。子どもたちは父親が大好きなので必要だと思います。始めは心情的には本当に抵抗がありました。子どもは両親から愛さされている、と実感しながら育つ必要があると考えます。

・**子供の教育に対して全く意見が合わない**ので、**反対**です。しかも離婚すれば更に利害関係で別の方向を向いているため、かなり難しいと思います。相手と対話する事も精神的に相当な負担がかかります。(協議離婚)

＊**子供はどちらの味方になっても怒られると思うでしょうし、振り回される子供が一番困る**と思います。

〈回答者の経緯〉「異性関係,浪費する,病気」で夫が家を出て、協議離婚。養育費は公正証書で取り決め、遅れた

りするがまあ受け取れている。月 1 回の面会交流の取り決めがあるが、父親側が強い面会交流を要求していたのだが、向こうが再婚して子供が産まれてからは、音沙汰がなくなった。子供にとっても父親にとっても必要だとは思いますが、私が顔を見るとつらすぎて、号泣してしまい、子供が「ママがそんなにつらいなら、パパに会わなくてもいいよ」と言ってくれました。

○子どもにとっても有害である可能性

・子供の成長に有益になるよう協力していける人であれば、親権の有無はあまり重要ではない気がする。普通に関われないような関係の場合は**共同とされる事によって逆に子供に有害な影響を与えかねない**と危惧している。(協議離婚)

* 離婚前と同様に、父親の意見や希望を押し付けられ、話し合う事もままならず振り回される事が大いに想定できる。
〈回答者の経緯〉「性格が合わない、性的不調和、精神的に虐待する」を理由に協議離婚。子どもを連れて家を出るときに前もって夫に伝えた。養育費については公正証書で、月に 5 万円で成人するまでとした。遅れたりするがまあ受け取れている。調停で面会交流は月に一度と決まり、面会交流支援機関をつかっておこなっている。子供が楽しく過ごせるのなら継続したいが、面会中に父親の様々な問題言動があったので、会わせる事が子供にとって苦行となっている。このままでの継続は難しいが調停で決まった事だと主張されると実施するしかない。数回面会を休んだら、家裁から履行勧告の書面が届いた。何が何でも面会しなければいけないと追い詰められた気持ち。**毎回、会いたくない嫌だと言うのをなだめずかして連れて行きます。父親に子供が直接「嫌だから会いたくない」と言ったが、父親は母親が言わせていると主張している。**子供の主張が認められる年齢(12 歳位)になったら、面会はしたくないと自分で裁判所に訴えると子供が言っている。子ども 10 歳。

・**面会交流の受け渡し**のときの簡単な会話は問題なくできるが、**こみいった話を子どもの父親とできるとは思えない**(争いが生じる可能性があり双方精神的にも負担。特に離婚から間もないころはそうだと思う)。共同親権ができて教育や子育て方法などを双方で決めるなどは考えられず、非常にきついことだと思う。(裁判離婚)

* 子どもの教育についての話し合いや情報交換を強いられる
〈回答者の経緯〉「性格が合わない、生活費を渡さない」を理由に別居、裁判離婚。養育費を取り決めていない。相手の収入が低く支払い能力がないと思った。**月 1 回面会交流を行っている。**小さいころ(2 歳)から始め、継続したことで、子どもと父親の関係ができた。子どもが大きくなってから始めるよりはよかったと思う。

・そもそも離婚に至るまでに**相手との信頼関係等が破綻している**ので、そんな相手と子どもを、さあ育ていきましようとする事自体おかしな話なので、共同親権制度には断固として反対です。(調停離婚)

* **必ず揉める。子どもが巻き添えになり生活が破綻する。**

〈回答者の経緯〉「浪費する、精神的に虐待する、生活費を渡さない」を理由に子どもを連れて家を出るときに前もって夫に伝え、その後調停離婚。養育費は 1 年間までは支払われていたがその後支払われなくなった。調停で面会交流の取り決めがあるが現在は行われていない。

・人間的に未熟な父親の親権は不要。(未婚非婚)

* 同居していたころのように、無理なことは言って威張ってきたりしそう

○養育費のほうが先ではないのか

・その前に**養育費の支払いを強制にするべき**。順番が違う。共同親権はDVやモラハラで苦痛を受けた側が、さらに辛い思いをする。(協議離婚)

* 子どもが会いたくなくても意見は尊重されず、私を守ることもできず、権利を盾に強制的に連れて行かれてしまう。最悪。
<回答者の経緯>「性格が合わない,異性関係,家庭を捨てて顧みない」で協議離婚。口約束で養育費を取り決め毎月支払われている。面会交流はスカイプと1年に一回。精神的苦痛。私や子供の様子や精神状態には関心が無く、気が向いた時だけ当然の権利だと主張してくる。子供が面会を嫌がっても信じず、養育費の話を出し脅してくる。本当に辛い。交流支援は高い。

○当事者の声を聴いてほしい

・**本当にこのこと(注:共同親権のこと)を考えると不安で眠れなくなります**。子どもの安全のために絶対避けたいです。

こんなに苦しんできたのに、何も知らない方達が勝手に議論して、この制度が導入されるなんて考えただけで怖いです。**お願いします。ちゃんと当事者の声を聞いて慎重に進めてください**。子どもの人生がかかっています。(協議離婚)

* 思いつきで自分のことしか考えず動く人なので**子どもが傷つけられることしか想像できません**。

<回答者の経緯>「病 気,精神的に虐待する,家庭を捨てて顧みない」を理由に妊娠中に離婚。養育費は口約束で決めましたが一度も支払われたことはない。脅されたので怖くて請求できない。面会交流の取り決めはない。数回だけ間接的に交流をしたが、今はしていない

○選択制であっても誘導されてしまう

・絶対に導入すべきでない。親権を支配権として利用されるだけ。**選択制であっても、精神的DVがあれば加害者に誘導されてしまい、実質選択ではなくなる**。DVから逃げられなくなる。

親権がなくても、双方が協力できる関係であれば現行法でも十分共同で養育できるはず。

現行法で共同養育できないカップルは共同親権になっても不可能である。もしできるようになるならそれは権利を支配に利用するから。事実、海外でもそうっており、多数の離婚後DV事件がおきている。共同親権のために離婚後も元夫に支配され続けている。(そのほか)

* **相手から共同親権について協議しろと言われる。実際、すでに裁判で相手からそのような主張もされたことがある**。

そうなると、また調停や裁判を起こされ、**多額の費用がかかってしまう**。法的な権利となると、それがDVに利用される。**現時点ですでに多数の事件を起こされていて200万円近く弁護士費用がかかっている、これ以上の相手との裁判や経済的DVには耐えられない**。

現状でも毎日苦しいのに、離婚が成立した元夫婦にまで共同親権の権利が与えられるような仕組みにされるなんて**想像するだけで絶望して、死にたい気持ちになる**。

<回答者の経緯>「浪費する,精神的に虐待する,生活費を渡さない」を理由に子どもを連れて家を出た。養育費は相手の収入が低く支払い能力がないと思った、身体的・精神的な暴力があり、相手とかわることができないと思うから取り決めていない。面会交流は行っていない。面会交流の取り決めが審判であるが、養育費がまったく支払われていないので行われていない。

▼ 共同親権に反対の意見のまとめ

DV（精神的虐待を含む）が原因で離婚し、共同親権制度となれば、その関係が継続し親子がふりまわされてしまう、という意見が多かった。

裁判などでできまり面会交流を続けている人もいたが、現在なんとか面会交流ができているとしても「重要事項の決定」を共同で行うことはできないと考えている人がいた。

また養育費についての制度を進めることが先であるという意見もあった。

また選択制であっても、決める過程で力関係に差があるので導入すべきではないという意見があった。

3-③【共同親権制度の導入の是非についてわからない】の理由 50%

* 以下は「あなたは共同親権制度が導入された場合、あなたと子どものお父さんが共同親権となった場合にどのようなことが想定されますか。」の回答

○初めて聞いたので勉強したい

・初めて聞いたので勉強したいと思う（協議離婚）

* 想像が付きません

〈回答者の経緯〉 「浪費する,家庭を捨てて顧みない,生活費を渡さない」を理由に夫が家を出て別居、協議離婚。公正証書で養育費は4万円で取り決め。途中までは支払われていたがその後支払われなくなった（1年）。差し押さえようとしたが相手の住所・勤務先がわからずあきらめた。面会交流はしていない。子どもは初め会いたかったと思うが蒸発して居所が分からないので叶わなかった

○現住所がバレないか不安、安全なら賛成

・うちの場合は、元夫に現住所を知られたくないので、戸籍の閲覧制限などをかけている。共同親権になった場合、元夫が子の戸籍をとって現住所がバレてしまわないか、などが心配になる。（調停離婚）

* 私たちの現住所や住んでいる地区がバレないか不安。

〈回答者の経緯〉離婚理由は「性格が合わない,暴力を振るう,精神的に虐待する」。養育費はまあまあ支払われている。面会は月に1回。面会の連絡をしても無視または当日の午後になって「今日は無理」や「体調悪いから会えない」と言われる。子供がパパに会いたいと言っていると伝えても無視。子供との予定よりも自分の予定をいつも優先する。会ってもらえない。

○DV などにも安全ならば賛成

・DV などがあった場合にはあまり賛成できませんが、父母の性格の相違などで**安全ならば共同は賛成**です。一人で育てていると責任が全てのしかり負担が大きいので。（調停離婚）

* 子どもの行き場が増える。

〈回答者の経緯〉離婚理由は「精神的に虐待する,家族親族と折り合いが悪い」養育費は1年で支払われなくなった。養育費の取り立てはこちらの新しい居場所を知られるのが怖くて諦めました。

○親権を共同にして父親に何ができるのか

・父親が父親としての自覚があるのかが大きな分かれ道になりそうだと思います。口では子どもが大事だと言っても父親自身が子どもの考え方だと、**結果母親の負担が精神的にかなり増えそうだと思います**。実際一緒に生活していたときも家事や育児をしなかった父親に親権を与えて何が出来るでしょうか？何を相談出来るでしょうか？（調停離婚）

* 私の子どもたちは離婚後不登校になっています。もちろん離婚が大きな要因の1つだとは思いますが、それぞれがそれぞれの問題を抱えています。**そんな微妙な時に、子育てを途中で参加しなくなった父親にあれこれ言われるとなると子どもたちも精神的にかなり負担になると思います。実際苦しんでいる子どもたちの毎日を見てないのに、余計な事を言われると思います。それは避けたい問題です。**

〈回答者の経緯〉「性格が合わない,異性関係,浪費する」を理由に夫が家を出て別居。養育費は毎月受け取れている、面会交流は過去に行っていたことがある（子ども高校と中学生）。父親とLINEで連絡取れるようにしましたが、今はそれぞれ拒否や無視のようです。なので、元夫から私に連絡が来て子どもたちに伝えますが、行きたくないと言っている。

○共同にするメリットはない

・**暴力も受けており、かつ全く子供に興味や愛情を持たない人だったので、共同にするメリットは何もないと思います。（協議離婚）**

*もう会いにくることもないので、何も変わらないと思います。

〈回答者の経緯〉離婚理由は「異性関係,暴力を振るう,家庭を捨てて顧みない」。養育費は毎月きちんと受け取れている。面会交流の取り決めは公正証書であるが一度も会いたいとの連絡がなく、子供が不憫で仕方ない。

○養育費を確実に支払ってもらえるようにする方が大切

・この制度が関係性を悪くするケースが出るような気がする。真剣に子供の事を考えてくれる相手なら、法が無くても出来る。これで、良くなる事があるように思えない。**この事より、養育費を確実に支払ってもらえるようにする方が大切と思う。（調停離婚）**

* **第一子が発達障害で困難を極めてきた為、相談をした事があったが、何の意味も無かった。**法整備されても、子供への気持ちが無いので変わらないと思う。

〈回答者の経緯〉「性格が合わない,家庭を捨てて顧みない,生活費を渡さない」を理由に夫が家を出て別居。離婚。養育費は途中までは支払われていたがその後支払われなくなった,ほとんど受け取れていない。**再婚したので払えない**と言ってきた。面会交流は最初していたがしていない。子ども大学生、高校生。

・**単独親権の現在にも問題が山積みで、養育費や面会の問題は当事者間に丸投げ状態だと感じている。その対応がなされないまま、共同親権の議論はどうなのかが疑問に思う。養育費の不払いに対する罰則や立替制度と共に慎重に議論してほしい。（調停離婚）**

* 連絡がとれない状況にある父親の場合、あまり変化は感じられないと思う

〈回答者の経緯〉「異性関係,精神的に虐待する,生活費を渡さない」で夫が家を出て別居。・養育費は一度も支払われたことがない・調停成立後、面会交流は調停委員に言われて合意したが、本当は面会をするつもりがないと言われた。

○（未婚非婚）子どもにとっては交流しやすく良い

・**親の立場では不仲なのに話し合う機会が増え、ストレスになりそう。**いまでも仲が良ければ共同親権の状態なのではないだろうか？と思います。共同親権なら養育費は食費や教育費も折半にしてほしい。権利だけ主張して、今のようなコロナ休校でも責任もって見守ってくれるのか甚だ疑問です。

* 子どもが5歳のとき弁護士に依頼して公正証書で認知と養育費取り決め。面会交流の取り決めはなく行っていない。父親の方が面会を拒否するため、子どもへの説明に困ります。必ず必要とは思いますが、子供との関わり方で悩むことがあります。子どもには遠くに住んでいて連絡先も知らないと言っている。

▼共同親権の導入の是非についてのまとめ

わからないという回答が 50%と半分であったことは重い。

まだ共同親権制度についての認識は一部のインターネット上で熱心な議論があるのみで、当事者にも浸透していないという現状だろう。共同親権制度の内容についてもまだまだ知られていない。また養育費の支払い確保、罰則規定などのほうが子どもの養育のために優先順位が高いという意見もあった。

ちなみに夫が家を出て別居した例は協議離婚調停離婚でも多い。

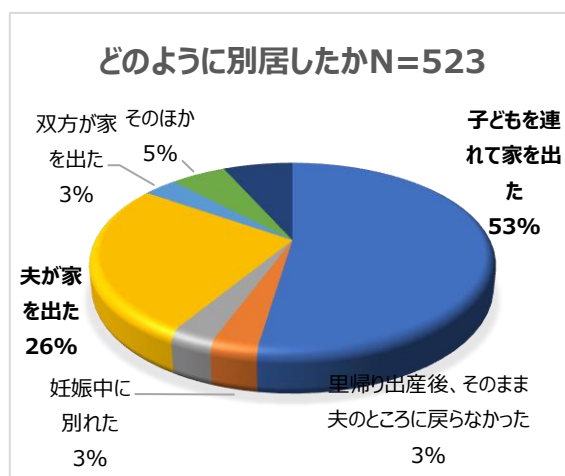
付記

子どもを連れて家を出る妻のことを「子どもの連れ去り」と表現する主張を目にすることがある。では子どもを連れて家を出る状況はどのようなものなのかを聞いた。

背景には身体的暴力、精神的虐待があることがわかる。(次ページ以降)

5、どのように別居したか

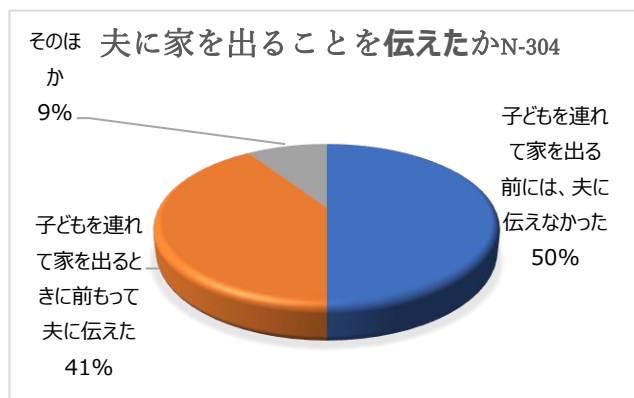
(妻が) 子どもを連れて家を出た	274
妊娠中に別れた	17
里帰り出産後、夫のところに戻らなかった	16
夫が家を出た	136
双方が家を出た	17
その他	28
無回答	35
	523



妻が子どもを連れて家を出て別居した人は 53%、夫が家を出たという人が 26%であった。
夫が養育費責任を放棄して家を出ているケースも 4 分の 1 ある。

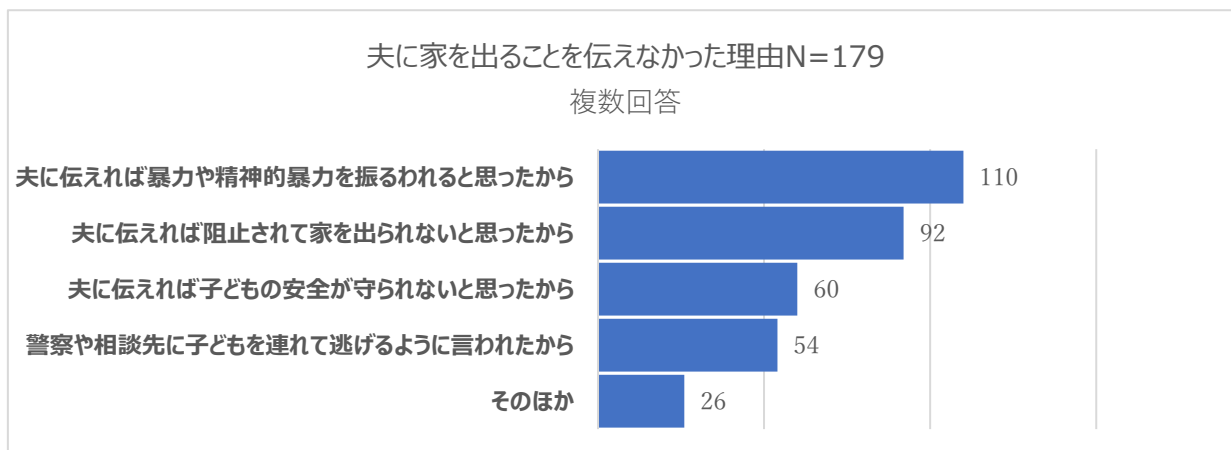
家を出るときに前もって夫に伝えたか

子どもを連れて家を出る前には、夫に伝えなかった	152
子どもを連れて家を出るときに前もって夫に伝えた	124
その他	28
	304



夫に家を出ることを伝えなかった理由（複数回答）

夫に伝えれば暴力や精神的暴力を振るわれると思ったから	110
夫に伝えれば阻止されて家を出られないと思ったから	92
夫に伝えれば子どもの安全が守られないと思ったから	60
警察や相談先に子どもを連れて逃げるように言われたから	54
その他	26



		暴力を振るう	精神的に虐待する	主たる養育費者は妻
子どもを連れて家を出る前には、夫に伝えなかった	152	81	107	147
子どもを連れて家を出るときに前もって夫に伝えた	124	22	55	120

別居方法について話題となることが多いのでどちらが家を出たかそれを夫に伝えたか、伝えなかったとしたらその理由を質問した。

妻側が子どもを連れて家を出るときに前もって夫に家を出ることを伝えたか伝えなかったかを聞くと伝えなかったが50%、半数を占めた。

夫に家を出ることを伝えなかった理由を聞くと「夫に伝えれば暴力や精神的暴力を振るわれると思ったから」「夫に伝えれば阻止されて家を出られないと思ったから」などが70%以上を占めた（複数回答）。夫に告げずに家を出た人の70%は離婚理由に精神的に虐待する、50%以上が「暴力を振るう」を挙げていた。

また子どもの主たる養育者は妻であったと答える人が 152 人中 147 人、124 人中 120 人で、95%以上を占めていた。

主たる養育者であれば子どもを遺棄することは養育責任を放棄することになるので子どもを連れて家を出ることはやむをえない行為であり、さらに、離婚理由に「暴力を振るう」「精神的に虐待する」を挙げているわけだから、夫に前もって告げることで暴力の危険が予想されるわけで、前もって告げられないことも、当然の子どもと自分を守る行為であると言える。

これについて「子の連れ去り」と非難をすることは的を得ていない。

まとめの意見

同居親の多数であるシングルマザー532人にアンケート調査を行った結果を踏まえて以下のように考える。

1, 共同親権制度については認知度が低くまたコロナ期に拙速に議論すべきではない。

監護親のシングルマザーであっても半数は知らないと回答した。議論は成熟していない。家族のあり方に関わる大きな問題なので、監護親・非監護親といった離婚当事者や両親の離婚を経験した子どもの意見や経験、さらにこれから離婚するかもしれない人の意見を広く募り、まずは広く議論をすることが大切ではないか。ただし、監護親は、特にコロナの感染の時代、職を失い生存を脅かされている。母子家庭の貧困状況は目に余るものがあり、意見を述べる時間も精神的余裕もない。コロナの感染が終局してから、当事者の意見も幅広くくみ取り、議論を進めるべきだろう。

2, 非監護親、子ども、そのほかの関係者の意見を広く聴くべきである。

監護親・非監護親・当事者である子ども、多くの離婚を見ている調停委員などへの調査が必要ではないか。監護親だけでなく、多くの協議離婚で離婚する非監護親、そして当事者である子どもの意見を募るべきである。母親の調査から見えるのは、子どもが会いたいといっても会わず、親の責任も果たそうとしない多くの非監護親の姿である。裁判所はじめ公的機関はDVや高葛藤の夫婦の調整はするが、子どもを遺棄する父親に養育責任を問う働きかけは少なく、監護親にその努力を強いている。こうしたことを踏まえると共同親権制度の基盤が社会にできていないとは到底思えない。また子どもたちの意見も聞けていない。形式だけ共同親権制度を導入することで大きな混乱が予想される。

3, 調査では共同親権制度については「わからない」が半数が多かったが、その次には「反対」36%、賛成は9%であった。

4, 少数の賛成の意見の中で多かったのは、共同親権制度で養育費が支払われるようになるのではないかといった意見であった。共同親権制度によって養育費が支払われるようになるという期待が実現するかは不明である。養育費については共同親権制度ではなく、養育費の取り決めや支払い確保の制度を進めるべきではないか。

5, DV被害者の安全が守られないといった反対意見が多くあった。また協議離婚のケースにも多くの精神的虐待のケースがあった。

調停のために裁判所に出頭した監護親が東京家庭裁判所の敷地内で父親から殺されたり、面会交流に付き添った母親が元夫に橋から落とされて殺されたりする事件が後を絶たない。精神的虐待も、当然のことながら、離婚すれば行われなくなるというものではなく、かえって夫側の意思に反した行動により支配意識攻撃性が高まるといわれており、精

神的虐待を含むDVが離婚原因の相当多くの割合を占める現状からすれば、離婚後も元配偶者が接触することを前提とした共同親権制度は、DVの被害者を離婚後も危険にさらすことになりかねない。

協議離婚ができた元夫婦間でも、精神的虐待や暴力を理由としたものが多くあることを踏まえて、離婚後の安心・安全な暮らしの確保を第一に考えるべきである。

6、教育方針など父母の意見の相違があった場合に合意に達するのがむずかしいので子どもの権利を阻害するなどの意見があった。面会交流などでやりとりはしているようなケースでも、進学先を含めた教育方針の違いや、医療などの重要なことのみならず、海外の修学旅行への参加など、父母間で意見の相違があった場合、合意できないときの一番の被害者は子ども自身である。特に、進学先の決定などは学費の負担も関係するため、非監護親の判断が子どもの福祉に合致しない可能性もある。このような場合の調整をどうするのか。また、迅速な決定が必要とされることがほとんどであり、迅速に意見の調整ができる仕組みがない限り、子が犠牲になりかねない。

7、共同親権制度の導入により、離婚時の調停が長引いたり、協議離婚に条件を付加することで離婚が困難になるなど、別居時の生活苦が長引くことが予想され、就職活動などもできず、子どもの生活が保障されない事態が考えられる。

8、共同親権は、理念としては良い。しかし現実にはむずかしい。自らのケースで相手と相談して意思決定できるのか、意見が異なった場合の調整ができるのかといった疑問があることから、当事者としては導入には無理だと感じている。監護親としては、まずは養育費の支払いを確保すること、安心・安全に子と暮らせる環境の整備が必要と考えている。養育費の支払い確保は、共同親権制だから解決できる問題ではなく、単独親権制でも解決が可能であるし、子の共同での養育、重要事項の協議は、離婚後の父母の関係が良好であれば単独親権の中でも実践できており、法改正の必要があるとは認められない。

9、未婚非婚の子どもの共同親権制度についても議論すべきである。これについては望んでいる未婚非婚の母親、望んでいない未婚非婚の母親がいるということを付記しておきたい。しかし、子どもの福祉という観点からいえば、議論をすべきであると考えている。

調査概要（別紙）

1、調査の目的

養育費・面会交流・共同親権などの母子世帯の経験と意見を把握する。

2、調査方法

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ及びシングルマザーサポート団体全国協議会の会員に WEB アンケートを実施した。

3、実施時期：2020年3月4日～4月3日

4、回答者数：541人（うち有効回答者数 532人）

回答者の属性

回答者の年齢（歳）	回答者数
～20	2
20～24	3
25～29	19
30～34	54
35～39	107
40～44	165
45～49	115
50～54	46
55～59	4
60～	3
無回答	14
合計	532

地域	回答者数
北海道	21
東北	31
関東	353
中部	43
近畿	31
中国	13
四国	6
九州・沖縄	19
無回答	67

雇用形態	回答者数
正規の職員	202
不就業	24
派遣社員	31
パート・アルバイト等	188
会社などの役員・自営業	28
家族従業者	2
その他	59
計	532